

件名： 第1回 食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会と
「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会
日時： 平成18年10月5日 木曜日 10:00～12:10
場所： 東京国際フォーラム G410 会議室

● 第1回 食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会

1.開会（略）

2.挨拶

農水省：2004年7月にCodex委員会の中でトレーサビリティの定義が決定された。また、「食品トレーサビリティシステムの要件」が固まりつつあることも含め(10/16公開)、「手引き」は改訂の時期にきているのではないかという認識を持っている。定義の変更があっても、生産から販売までフードチェーンを通じたトレーサビリティを推進していきたい。そういった認識の下、「手引き」の改訂を進めていただければと思っている。

3.出席者のご紹介（略）

4.座長選出

結論

・食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会の座長は、新山陽子委員に決定した。

5.審議

(1)「手引き」の策定・活用の経緯について（報告）

事務局：本日の委員会は、食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会という、策定した当時の名前で召集した。まず、「手引き」の策定・活用の経緯や、今回改訂をするに至った理由等についてご議論いただき、やはり「手引き」を改訂する必要があると確認されたら、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会という名前に変更したい。

資料2（「手引き」策定・活用の経緯と改訂方針）の1～2ページを説明。

委員A：「トレーサビリティ」は、生産・流通・消費のすべてにわたって、トレースフォワード、トレースバックの両方ができると認識していた。今日の説明では、生産・流通・消費の各段階をつなげなくても、一事業者だけの取り組みであっても「トレーサビリティ」と呼んでも構わないということか。

事務局：一つの事業者の中で、この原料がどの製品になったか、あるいはこの製品の原料はどれだったのか辿れることも、用語としては「トレーサビリティ」と呼ぶということだ。

委員 A：一事業者が仕入れて販売するということがきっちりできていれば、必ずしも最終商品までつながらなくても、よいということか。

事務局：つながらなくてもいいということではなく、用語の定義としては構わないということだ。

委員 B：国際的な動向の中で、Codex がそのように定義した。かつトレーサビリティの規格として ISO22005 が検討されており、まだ確定していないものの、前回のドラフトでは Codex の定義を使うということだった。そういう動きに対応していくということは必要になると思う。いずれにしても、Codex でも ISO でも、一事業者の中だけでよいということではなく、「トレーサビリティ」という用語を用いるときの定義ということだ。その辺もどうするか、議論していただいた上で決定していくことになる。

各委員から、各業界周辺のトレーサビリティの活動や状況をご紹介いただき、改訂に取り組むための足元の確認をしたい。

各委員（各業界等における状況について説明。略）

(2) 「手引き」改訂方針について

事務局：資料 2（「手引き」策定・活用の経緯と改訂方針）の 3 ページを説明。

委員 A：この 3 年間のトレーサビリティの浸透や進捗を鑑みた場合、国や自治体の補助金によってモデル事業を構築したものは、その後、業界に広がっていかない現実があると思う。それはなぜかということ、どこかの場できちんと議論しないとイケないのではないか。

委員 B：トレーサビリティの幅広い確立に向けて、色々な課題を検討して、クリアしていく検討の場が本当は必要だと思う。事務局あるいは農林水産省で、ぜひご検討いただきたい。

事務局からご提案いただいた方向で議論してもよいか。また、改訂するということで、改訂委員会に名称を変更してよいか。

一同：了承。

結論

- ・「手引き」を改訂することが承認された。
- ・事務局が提案した「手引き」の改訂方針についても承認された。

● 第 1 回 「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会

(3) 改定委員会規約について

事務局：資料 1（「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会規約案）説明。

一同：異議なし

結論

- ・改訂委員会の規約が承認された。
- ・「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会の座長は、新山陽子委員に決定した。

(4)「手引き」改訂の体制と手順について

事務局：資料3（「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂の体制と手順）説明。

委員B：作業部会のメンバーに加えるべき人の推薦も、積極的に頂戴したいと思う。

委員C：前回、生産者の代表の方が入っていたように思う。

委員B：やはり川上の出発点というのは一番大事なので、入れる方向で、事務局と農林水産省に一任したい。

農水省：今後は、やはり相互運用可能なシステム開発がメインになる。そういった基盤的なシステム開発は、やはり国がやるべきで、その普及は民間に任せたいと考えている。既存のシステムを破壊することなく、相互運用可能なシステムが望ましいと思っているが、各事業者の現状を見ると、識別コードを一つにまとめ上げるというのはなかなか難しいという印象を持っている。それぞれのよさが組み合わさった所に、食品のトレーサビリティの標準化があるのではないかと思っている。

委員B：“周知させる活動”のうち“英語版の改訂・公開”だが、改訂部分だけでなく、文章全体のチェックもした方がよい。

では、このような体制と手順でさせていただくということによいか。

一同：了承

委員B：確かにチェーントレーサビリティを広く実施する社会基盤となるようにしていくには、まだまだ道のりが遠いということは確かだが、それぞれの分野ごとに、その特質に応じた形で様々な努力をされ、ステップアップが確実に図られてきているように思う。やはりヨーロッパの取り組みなどを見ていると、様々な基礎的なことがされている上に、トレーサビリティのシステムができてきたので、日本もやっと基本認識の共通が図られて、色々な準備がされて、これからがむしろ本格的な取り組みに入っている状態ではないかと感じている。

結論

- ・作業部会のメンバーに、生産段階の方に入っていただく。（全中・生部委員と相談）
- ・その他の作業部会メンバーと改訂手順について了承された。事務局で、作業部会の委員の委嘱及び召集を進める。

6.閉会（略）